

様式第 1 号（第 5 条関係）

鹿沼市家庭用低炭素化設備導入報奨金支給申請書

年 月 日

鹿沼市長 宛

住所 鹿沼市

氏名

印

（本人自書による署名の場合は、押印は不要です。）

（令和 6 年度）鹿沼市家庭用低炭素化設備導入報奨金支給要綱第 5 条の規定により、次のとおり報奨金の支給について申請します。なお、当該報奨金の支給に必要な範囲において、市の職員が私の住民票、市税等の納入状況、建築確認の状況等を取得することについて同意します。

1 設置が完了した低炭素化設備

今回申請対象となる低炭素化設備に☑を記入してください。

低炭素化設備の種類	支給額
<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備	一律 3 万円
<input type="checkbox"/> リチウムイオン蓄電池	一律 4 万円
<input type="checkbox"/> 電気自動車	一律 8 万円
<input type="checkbox"/> ZEH住宅	一律 10 万円

2 支給額

円

※ 1 で☑を記入した低炭素化設備の支給額の合計額を欄内に記入してください。

3 添付書類の確認

この申請書に添付した書類に☑を記入してください。

- 1 家庭用低炭素化設備導入実績書（様式第 2 号）
- 2 工事請負契約書の写し又は電気自動車若しくは住宅購入に係る売買契約書等の写し
- 3 費用内訳書（低炭素化設備の設置に要した費用の内訳が分かる任意様式）
- 4 領収書の写し
- 5 対象住宅の全景及び低炭素化設備の設置状況が分かるカラー写真
- 6 工事完了証明書（様式第 3 号）
- 7 ZEH住宅にあっては、市長が別に定める国補助金等の交付決定書、BELS 証明書、住宅性能評価書その他 ZEH住宅に該当することが分かるものの写し
- 8 電気自動車にあっては、自動車検査証の写し

4 事業者による代理申請の場合

住 所

担当者名

事業者名

電話番号

代表者名

印

----- 事務処理欄 -----

受付年月日：

受付番号：低炭第 号

本人確認：

備考等：

家庭用低炭素化設備導入実績書

申請者	〒 住所				
	ふりがな			電話番号 (携帯電話など日中繋がるもの)	
	氏名			— —	
1 太陽光発電設備 (既築のみ対象)	事業費 円 (消費税等相当額を含む。)				
	メーカー： 型式・仕様				
	設備の出力 (10kw未満が対象) (小数点第三位以下切捨)			.	kW
	工事完了年月日			年	月 日
2 リチウムイオン 蓄電池 (既築のみ対象)	事業費 円 (消費税等相当額を含む。)				
	メーカー： 型式・仕様				
	設備の容量 (小数点第三位以下切捨)			.	kWh
	工事完了年月日			年	月 日
3 電気自動車 (国補助対象車に限る。)	事業費 円 (消費税等相当額を含む。)				
	メーカー： 型式・仕様				
	残価設定型クレジットまたはリース モデルの場合			契約年数	年
	次世代自動車振興センター補助額 円				
	自動車納入年月日			年	月 日
4 ZEH住宅 (新築のみ対象)	設備の容量 (小数点第三位以下切捨)			発電設備 (必須)	
				.	kW
	工事完了年月日			蓄電設備 (設置した場合に記載)	
				.	kWh
設置箇所 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 店舗との併用住宅 <input type="checkbox"/> 集合住宅					

※該当する低炭素化設備の数字を○で囲み、必要事項を記入してください。

※複数の低炭素化設備について申請する場合は、全てを○で囲み、必要事項を記入してください。

----- 事務処理欄 -----

受付年月日：

受付番号：低炭第 号

備考等：

様式第3号（第5条関係）

工事等完了証明書

年 月 日

鹿沼市長 宛

事業者住所

事業者名

代表者氏名

印

鹿沼市家庭用低炭素化設備導入報奨金の申請対象である低炭素化設備について、次のとおり工事等が完了したことを証明します。

発注者氏名	
設置場所 (納車場所)	鹿沼市
低炭素化設備の種類	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> リチウムイオン蓄電池 <input type="checkbox"/> 電気自動車 <input type="checkbox"/> ZEH住宅
工事完了年月日 (納車年月日)	年 月 日

----- 事務処理欄 -----

受付年月日：

受付番号：低炭第 号

備考等：